



三労基発 0204 第 3 号
令和 3 年 2 月 4 日

登録教習機関及び関係団体の長 殿

三重労働局労働基準部長
(公 印 省 略)

インターネット等を介した e ラーニング等により行われる
労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について



平素より、労働基準行政の推進につきましては、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 3 年 1 月 25 日付け基安安発 0125 第 2 号・基安労発 0125 第 1 号・基安化発 0125 第 1 号をもって、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長・労働衛生課長・化学物質対策課長より別添のとおり通達がありましたので了知していただきますようお願いいたします。

また、会員事業者等に対しても周知していただきますよう併せてお願いいたします。